するものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・九四八を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和七年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠(2)の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 3}{5}$$

算式の符号

A　令和７年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和６年度分の数と同一の数（ただし、令和６年４月１日以前に存在したものと仮定して令和７年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和６年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［略］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置）

第六条の三　［略］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和七年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　令和七年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和七年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

｛（Ｂ×0.675×0.7＋0.3）×5,106,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35＋0.3）×228,000｝／（Ａ×0.750）

Ａ×0.750に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ｂ×0.675、Ｂ×0.675×0.7、Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35及び｛（Ｂ×0.675×0.7＋0.3）×5,106,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×

とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第二十一項の規定により定める率に二・八四三を加算した率とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の三　令和六年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠(2)の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 2}{5}$$

算式の符号

A　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第75号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下この条において「令和６年改正前の省令」という。）第11条第１項第１号(二)(2)の規定により算定した令和５年度分の数と同一の数（ただし、令和５年４月１日以前に存在したものと仮定して令和６年改正前の省令第11条第１項第１号(二)(2)の規定の例により算定した令和５年度分の数に相当するものとして総務大臣が通知した数とする。）

［同左］

（普通態容補正の行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る経過措置）

第六条の四　［同上］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和六年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　令和六年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和六年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

｛（Ｂ×0.683×0.7＋0.3）×5,103,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35＋0.3）×228,000｝／（Ａ×0.553）

Ａ×0.553に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ｂ×0.683、Ｂ×0.683×0.7、Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35及び｛（Ｂ×0.683×0.7＋0.3）×5,103,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×